障がい者施設における虐待防止

障がい者福祉施設従事者等による虐待が起きてしまう背景に何があるのかを考える

令和5年3月25日　16:00～17：00

社会福祉法人　侑愛会　星が丘寮　中野伊知郎

今日のこの研修で伝えたいこと

虐待をなくすためには、関わる人全てが、利用者の方一人ひとりの障害特性を正しく理解し、適切な支援を実践することによって、利用者の方がハッピーになる。支援者はやりがいを感じさらることによって、さらに良い支援を行い、社会から求められる役割を果たしているという実感を持つことができる

① どこでも虐待の芽は生まれるという前提に立つ
② ちょっとした不適切と思われる支援を見過ごしてしまうことが、虐待という重大な人権侵害を犯してしまうことになる
③ 必要のない身体拘束はその人の人権を犯していることになる
④ 相談・通報することは、より良い支援を行うために必要なことという認識
⑤ 適切な支援を行うためには、常に、「なぜ」を考え、支援の方向性を共有する
⑥ 利用者が「言わない」「言えない」ということを障がい特性へとすり変えないこと
⑦ 利用者の方の行動や表出するコミュニケーションに対して興味持つこと
⑧ 支援者の働く環境や心理的サポートに対して配慮すること

人権侵害が起きてしまう要因

【障がいのある方々の特徴】

- 障害者の中には、自らの訴えを伝えることが難しい方もいる
- 自分自身の置かれている状況を理解して、感情や意思をうまく伝えることが難しい方もいる（大声、他害、自傷など）
- 自分自身の権利を主張することが難しい方もいる
- 人権が侵害されていても抗議の声を上げることが難しい方もいる
- あらゆる場面で支援が必要なため、上下関係ができやすい等

人権侵害が起きてしまう要因

【支援者の状況】

- 支援するための十分でない人員配置
- 適切な支援を行うための方法を学ぶ機会が少ない
- 座学だけで学んだことを実践することが難しい
- 利用者の方々一人ひとりとしっかりと関わる余裕がないこともある
- かつてない人材確保難
- 福祉従事者におけるストレスや疲労、孤立感に対してサポートする仕組みが十分ではない等

人権侵害が起きてしまう要因

【地域社会の状況】

- 福祉サービス事業所の役割や、支援の実態が外部から見えずらくなってしまっている
- 地域の中の無関心、差別意識から地域から障害福祉事業者に繋がりを求めるアプローチが乏しい
- 社会的障壁のため、障害者自身が社会に参加する機会が少なくなってしまっている等

障がい者の虐待を生み出す背景

① **人権意識の希薄さ**→人がひととして大切にされているということを常に実感している

② **理念が共有されていない**→この仕事の理念、ミッションを共有と人材育成

③ **支援の知識や技術の不足**→専門家としての自覚を持ち専門性を身につける

④ **小さな不適切な支援の積み重ねの延長線上に虐待**→グレーゾーンのことから目を背けない

⑤ **職員の働く環境・コミュニケーション**→安心して働くことができる環境のために、円滑なコミュニケーションを図る

障害者虐待防止法ができた理由

● 人権とは

→生まれときから、すべての人が持っている権利

● 権利とは

→あることをするとか、しないとかを自分で決めることができる資格

- 虐待は重大な人権侵害だということは、誰もがわかっていること
- 守るべき立場の職員が虐待を引き起こしているという事実をどう考えているのか？

人が人として「大切にされる」こと

- 何でもいうことを聞いてあげる。ということではなく、相手の立場に立って一緒に考えること
- 心身ともに傷つけない。傷つけられない。
- 意見、意思、意欲を尊重する。尊重される。
- 差別しない。差別されない。
- どんな療育や支援方法よりも「人」を最優先で考えること

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
2 「障害者虐待」とは、**①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待**をいう。
3 障害者虐待の類型は、**①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待**の5つ。

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
2 **「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付ける**とともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →報告→ 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →通知→ 都道府県 →報告→ 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる**「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」**としての機能を果たさせる。
2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

令和2年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

参考資料4

相談・通報

2,865件

主な通報届出者内訳
- 本人による届出（17.2%）
- 当該施設・事業所その他職員（14.5%）
- 設置者・管理者（13.8%）
- 家族・親族（10.5%）
- 相談支援専門員（8.8%）

2,615件

市区町村

＊令和元年度に通報・届出があった事案60件を含む

事実確認調査の状況（2,912件）

- 事実確認調査を行った事例　2,475件
  - うち、虐待の事実が認められた事例　701件
  - うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例　10件
- 事実確認調査を行わなかった事例　437件
  - うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例　8件

250件

237件(市区町村に連絡した件数)

※4 620件

※4 12件

都道府県

＊令和元年度に通報・届出があった事案0件
＊監査・実地指導等により判明した事案1件を含む

事実確認調査を行った事例（39件）

- 市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例　6件　→ 6件
- 都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例　6件　→ 6件

虐待の事実が認められた事例

632件

被虐待者 890人※1
虐待者 720人※2
（死亡事例：1人）

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導　397件
- 改善計画提出依頼　362件
- 従事者への注意・指導　195件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査　125件
- 改善勧告　38件
- 改善命令　4件
- 指定の全部・一部停止　8件
- 指定取消※3　5件
- 都道府県・政令市・中核市等による指導　200件

虐待者（720人）※2

- 性別
  男性（72.1%）、女性（27.9%）
- 年齢
  60歳以上（21.0%）、40～49歳（16.1%）、30～39歳（14.9%）
- 職種
  生活支援員（38.2%）、管理者（9.7%）、世話人（9.4%）、その他従事者（8.5%）、サービス管理責任者（5.8%）

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	131	20.7%
居宅介護	11	1.7%
重度訪問介護	11	1.7%
行動援護	3	0.5%
療養介護	29	4.6%
生活介護	79	12.5%
短期入所	11	1.7%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	3	0.5%
就労継続支援A型	45	7.1%
就労継続支援B型	67	10.6%
自立生活援助事業	1	0.2%
共同生活援助	133	21.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	2	0.3%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	1	0.2%
児童発達支援	6	0.9%
放課後等デイサービス	92	14.6%
合計	632	100.0%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

教育・知識・介護技術等に関する問題	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56.8%
倫理観や理念の欠如	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

被虐待者（890人）※1

- 性別
  男性（61.9%）、女性（38.1%）
- 年齢
  20～29歳（21.2%）、40～49歳（18.3%）、～19歳（18.0%）、30～39歳（14.6%）
- 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%

- 障害支援区分のある者　（68.3%）
- 行動障害がある者　（30.6%）

※1　不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の7件を除く625件が対象。
※2　施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった21件を除く611件が対象。
※3　指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※4　同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

厚労省公表資料より

参考資料2－1

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

・令和2年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は6,556件であり、令和元年度から増加(5,758件→6,556件)。
・令和2年度の虐待判断件数は1,768件であり、令和元年度から増加(1,655件→1,768件)。
・令和2年度の被虐待者数は1,775人。

養護者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数（件）	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556
虐待判断件数（件）	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768
被虐待者数（人）	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775

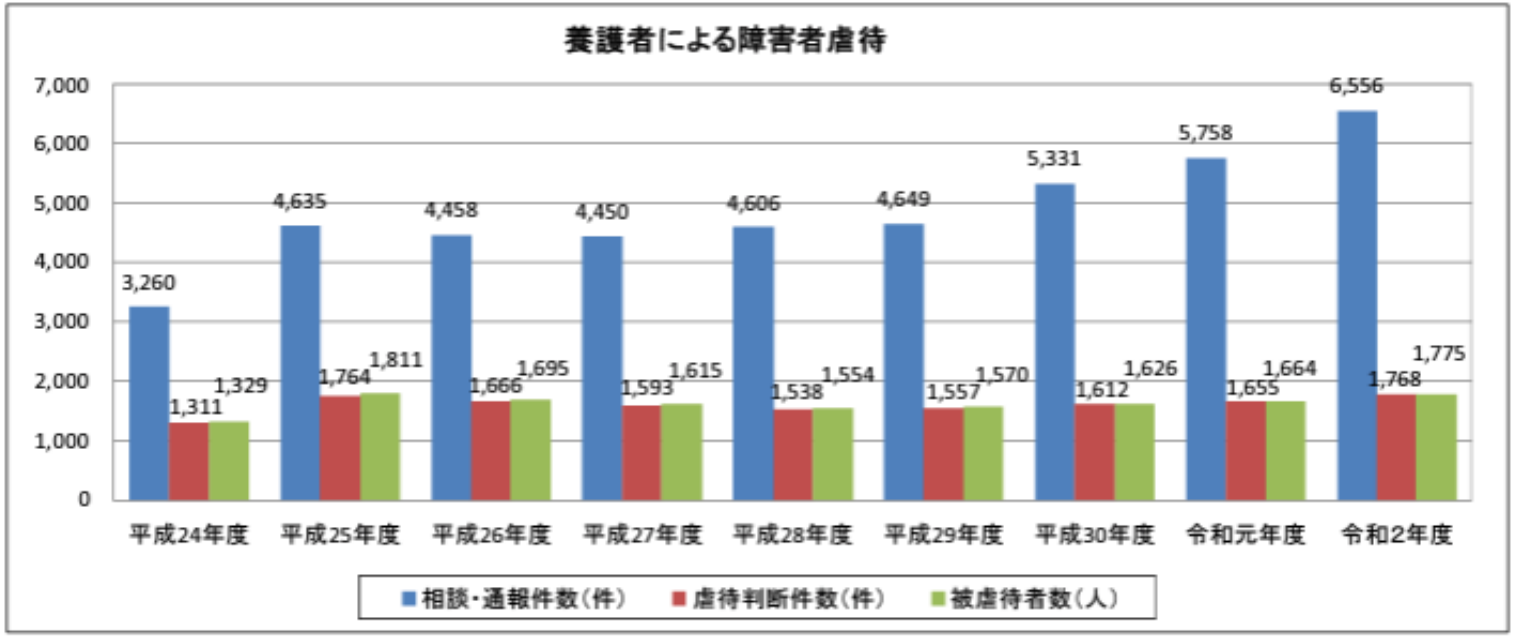

＊ 平成24年度は下半期のみのデータ

厚労省公表資料より

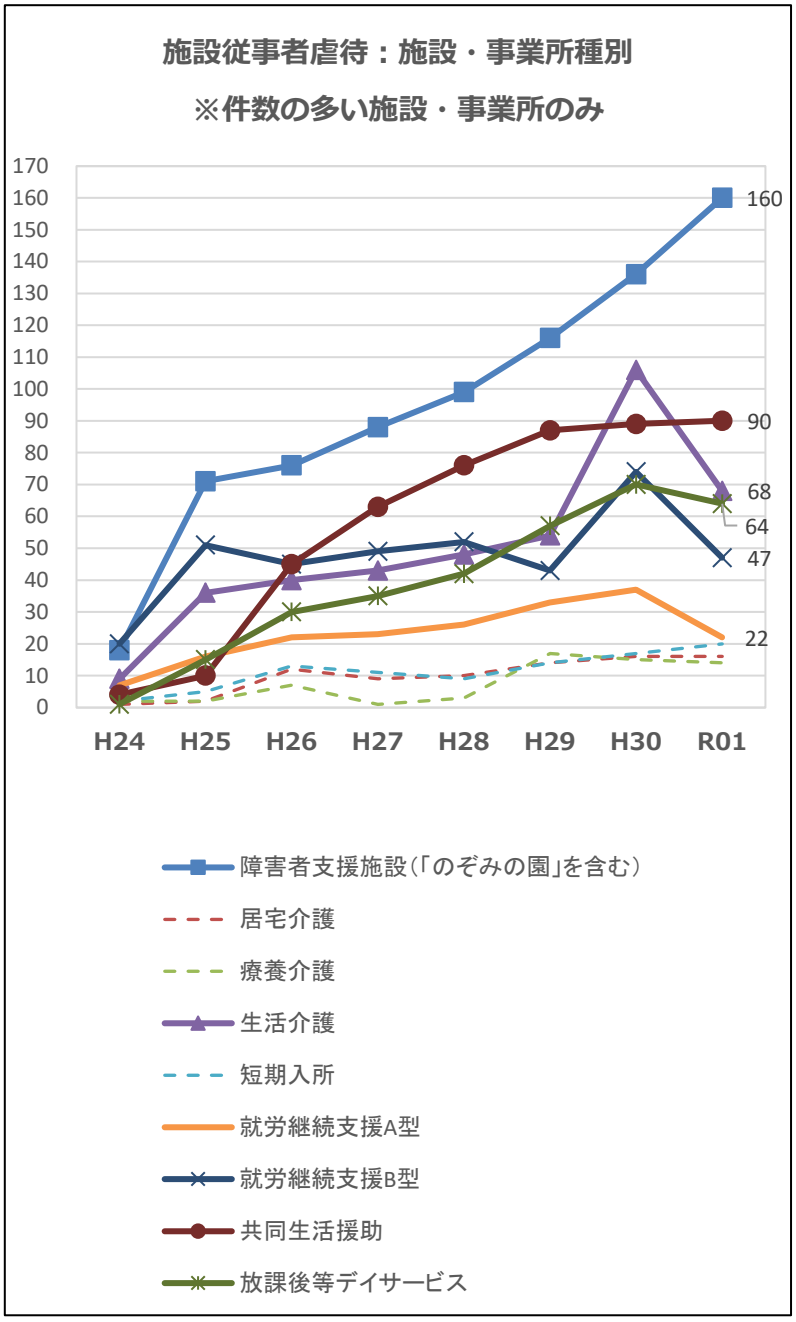

被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%

行動障害のある者の割合

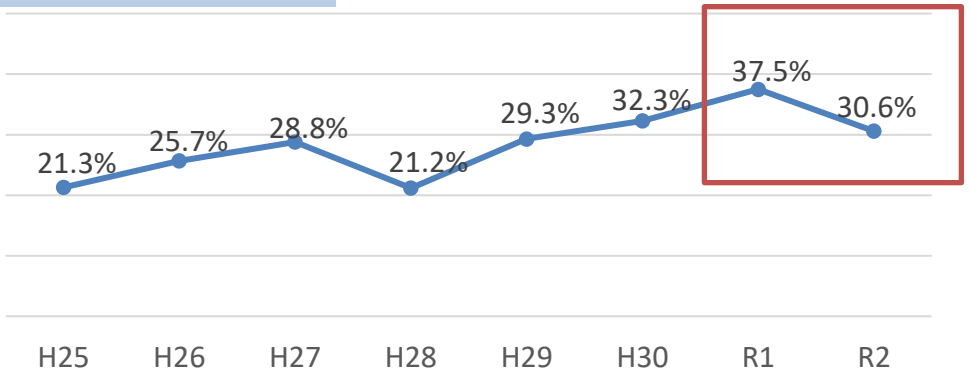

発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H27	H28	H29	H30	R１	R2
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%	65.1%	59.7%	73.1%	59.8%	71%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%	52.2%	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%
倫理観や理念の欠如	43.9%	53.0%	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%	22.0%	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%	22.0%	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%

厚労省公表資料より

強度行動障害とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別な支援が必要になっている状態のこと

強度行動障害が引き起こされる要因

強度行動障害とは、医学的診断によって定義される物ではありません。その人の障害特性（知的障害や自閉症スペクトラム症等）の無理解によって適切な支援が行われないことや、誤学習、未学習によって引き起こされる行動上の課題だとするならば、その人に合った支援と合わせて必要な環境を含めた配慮をすることよって、課題となっている行動を改善することができるのではないでしょうか？

知的障害、自閉症の方々の学び方の特徴や理解の仕方などを知ることは難しいため、その人に必要な支援が何かがわからずに関わってしまうことで、強度行動障害の状態に至ってしまうことが、知的障害の伴った自閉症の方々の割合が多いという結果になっているのではないでしょうか？

強度行動障害の実態調査より

- 本研究によって、1年間に障害支援区分認定調査を受けた267，569件分のデーターのうち、行動関連項目の合計が10点以上は15%であり、20点以上の人は約1.2%であることが明らかになった。
- 各自治体の調査結果から、887ケース分の回答が得られ、自由記述に記載された内容をもとに、障害福祉サービスに繋がっているが、ニーズが満たされていない強度行動障害児者の特徴をいかに整理した。
  - ・利用を希望、増やしたいサービスとしては、施設入所との回答が最も多く、ついでグループホーム、短期入所との回答が多かった。また、通所事業所や行動援護といった回答も一定数あった。
  - ・支給決定を出しているが近隣に受け入れてくれる事業所がないとの回答が多く見られた。特に上述しているように、施設入所、グループホーム、短期入所を利用したい利用者が利用できないとの回答が多い。また、過去にサービスを利用していたが、暴力や暴言等の理由により事業所にて受け入れを拒否されてしまい、利用できなくなったケースも散見された。

図表 26　行動関連項目　得点分布　（n=267,569 件）

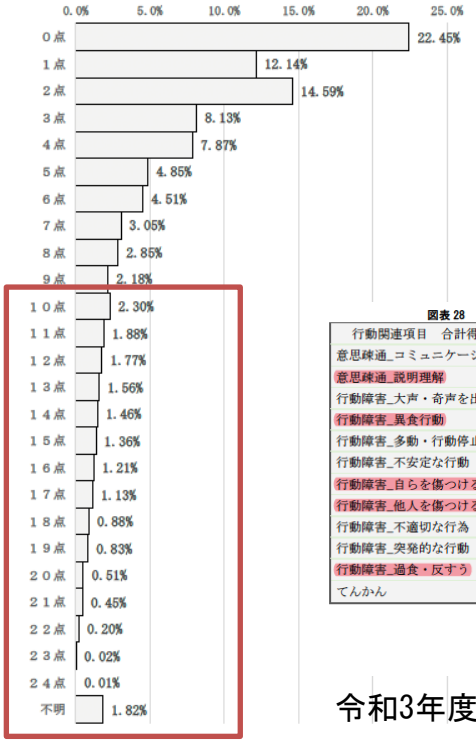

図表 44　満たされていないニーズの内容

	ケース数
サービスを利用したいが利用できない	618
サービスを利用できているが、時間や利用の仕方など利用したいニーズが満たされていない	80
過去にサービスを利用していたが利用できなくなった	37
今後の受け入れ先がない、退去・移行に関すること	36
希望の施設を利用したいが利用できていない	16
マッチした施設がない、特性に合わない	12
その他	43

図表 28　各行動関連項目の 50%以上が回答した得点と合計得点の分布（n=262,707 件　合計得点不明除く）

行動関連項目　合計得点	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
意思疎通_コミュニケーション	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
意思疎通_説明理解	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2
行動障害_大声・奇声を出す	0	0	0	0	0	0	0	0	99	99	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_異食行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	2	2	2	2	2	2
行動障害_多動・行動停止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_不安定な行動	0	0	0	0	0	0	0	0	99	99	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_自らを傷つける行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_他人を傷つける行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	99	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_不適切な行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_突発的な行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
行動障害_過食・反すう	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	2	2	2	2	2	2	2	2	2
てんかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

各合計得点を取得した人の中で、獲得得点が「0」点となる人の割合が 50%以上となっている項目
各合計得点を取得した人の中で、獲得得点が「1」点となる人の割合が 50%以上となっている項目
各合計得点を取得した人の中で、獲得得点が「2」点となる人の割合が 50%以上となっている項目
各合計得点を取得した方の各行動関連項目で、回答割合が 50%以上となる項目がない場合

図表 43　利用を希望、増やしたいサービス

サービス名	ケース数
施設入所	290
グループホーム	148
短期入所	123
通所	117
行動援護	97
居宅	24
移動援護	7
その他	16

令和3年度障害者総合福祉推進事業　強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究より

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会　報告書（案）

１．はじめに（検討の背景）

○　自閉症や知的障害の方で強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、個々の特性に応じた関わり方や環境の整備など適切な支援の継続的な提供が必要である。

　しかし、現状では、障害福祉サービス事業所で受入体制が整わず、サービスが十分に提供されないことで、同居する家族にとって重い負担となることや、受入れた事業所においても適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊する中で本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。

１　支援のあり方

- 支援人材の更なる専門性の向上のために現場の支援において中心となる中核的人材（仮称）の育成と広域的支援人材（仮称）の育成

２　ニーズ把握と調整機能のあり方

- 自治体による支援ニーズの把握と相談支援の調整のあり方

３　日常的な支援体制の整備と支援や受け入れの拡充方策

- 在宅での暮らしを支える支援と居住支援（入所・グループホーム）の役割
- 地域生活支援拠点等による緊急対応
- 評価のあり方や支援や受け入れの拡充方策

４　状態が悪化したものに対する集中的支援のあり方

- 広域的支援人材のコンサルテーションによる集中的支援
- 居住支援等を活用した集中的支援

５　こども期からの予防的支援・教育との連携

６　医療との連携体制の構築

- 地域の支援ネットワークの中での精神的医療
- 身体的疾患の治療

７　その他

- 市町村・都道府県・国の役割
- 支援体制の構築を進めるために

第７回強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会	
令和５年３月13日	参考資料１

強度行動障害を有する者の地域支援体制イメージ（案）

〔 状態が悪化した者に対する集中的支援〕
在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースに対して、広域的支援人材（仮称）、中核的人材による集中的なアセスメントと環境調整で状態の改善を図る。
広域的支援人材（仮称）が事業所を訪問して実施する方法と居住系支援等を活用し実施する方法を想定。

〔 広域的支援人材（ 仮称）〕
強度行動障害に関する専門的知見を持ち中核的人材に助言、指導をおこなう人材。発達障害地域支援マネジャーが担うことも想定。

〔 中核的人材〕
現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導、助言を行う人材。強度行動障害を有する者を支援する事業所に１名程度の配置を想定。

国
人材育成
支援体制構築に関するノウハウ支援
財政的支援

国立のぞみの園
指導的人材育成研修の実施
中核的人材育成研修の実施

育成

都道府県／政令市
指導的人材の配置、市町村に対する支援
（自立支援）協議会や発達障害者地域協議会等を活用しながら広域での支援体制整備

体制整備の支援

広域的支援人材（ 仮称）

集中的支援

コンサルテーションによる支援体制の強化

助言

助言

中核的人材

市町村
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握
関係機関が連携した支援体制の構築
（自立支援）協議会や要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援体制整備

中核的人材

地域生活支援拠点等
緊急対応／移行支援

障害福祉サービス
居住系、通所系、訪問系のサービスを提供

居住系サービスを活用した集中的支援

教育機関
個々の障害特性に合わせた教育

強度行動障害を有する者（ 家族）

障害児支援
強度行動障害の予防的支援
成人期への移行支援

相談支援事業所／基幹相談支援センター
関係機関の連絡調整
状態が悪化した者を集中的支援につなぐ

医療機関
精神科医療／
一般医療の提供

支援者間でネットワークを構築し地域の支援力向上を図る

強度行動障害と虐待の関係

予防的な支援がわからない

↓

パニックが起きる

↓

力づくで止める

↓

一時的の利用者がおとなしくなるとかパニックが収束するとかの結果が出てしまう

↓

この支援方法が正しいと思ってしまう

↓

不適切な支援が継続され、虐待にいたる

北海道強度行動障害支援者養成研修より

行動障害と悪循環の構図と標準的支援

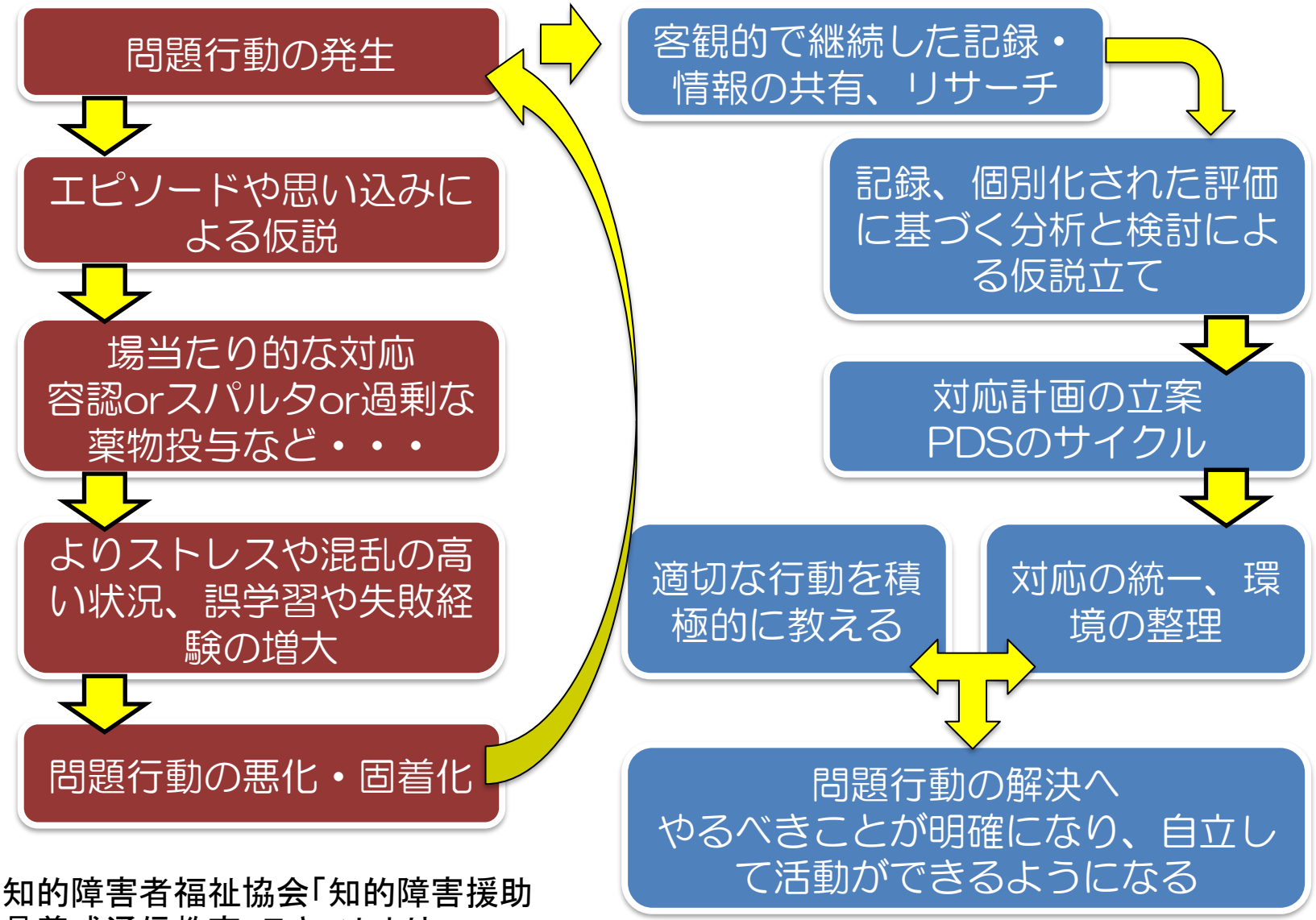

日本知的障害者福祉協会「知的障害援助専門員養成通信教育」テキストより

虐待が確認された行動

＊ガラスを叩いているAさんを止めようとして、腕を掴んだところ、その腕をかじろうとしたため、とっさに利用者の頭を叩いてしまった。

① 背景として考えられる要因

①職員は他の利用者の介助を行なっていたため、Aさんが職員の方を見ていることに気が付かなかった
②Aさんは職員に腕を掴まれたことで、それを振り払おうとして、かじるという行為に至ったのではないか？
③他の利用者がおやつを食べているが、自分の分は用意されていない。いつ食べられるのかがわからないため、不安だったのではないか？

② 必要と思われる対応

①困った時に自ら訴えることができるコミュニケーションの手段を獲得するための支援を行う
②普段から落ち着ける環境を用意して、興奮する前に、自ら落ち着ける場所に行くことができるように支援する
③見通しを持って自立的に活動ができるように、手掛かりとなるものを用意して、いつ、どこで、何をするのかといった情報をわかるように伝える。

③ 期待されること

＊困っていることを、代替コミュニケーションを使い、職員に伝える
＊不安が高まった時には、自ら落ち着ける場所に移動する
＊その日の活動は、事前にわかるように伝え、自ら活動を行う

課題となっている行動は何か？

- 異食：日中、寮で過ごしている時に急に外に出て、草を食べることがある（週１回）
- 他害：他の利用者や職員の頭や太ももを叩くことがある（週2、3回）
- ツバつけ：壁やガラスなどいたるところにツバをつける（ほぼ毎日）
- 多動：常に小走りに移動する。外出中は、急に走り出すことがあるため、常に見守りが必要（ほぼ毎日）

優先順位としては、①他害→②異食→③多動→④ツバつけ

2．氷山モデルシート　～課題となっている行動の背景にある要因について考察

利用者氏名　　作成年月日

記入者氏名

課題となる行動　（行動状況把握シートより）

・異食：日中、寮で過ごしている時に急に外に出て、草を食べることがある（週１回）
・他害：他の利用者や職員の頭や太ももを叩くことがある（週２、３回）
・ツバつけ：壁やガラスなどいたるところにツバをつける（ほぼ毎日）
・多動：常に小走りに移動する。外出中は、急に走り出すことがあるため、常に見守りが必要（ほぼ毎日）

優先順位としては、①他害→②異食→③多動→④ツバつけ

≪環境による要因≫

課題となる行動を表出している場面における利用者を取り巻く環境（空間・人・支援など）について

・本人が常に過ごしている場所から、常に外が見える環境
・常にではないが、他の利用者の声上げが激しくなりその利用者を気にしていることがある
・行動に対して職員から中止や制止を受ける
・活動と活動の合間に行う決まった活動がない

≪特性による要因≫

行動観察から抽出できる利用者本人のコミュニケーション、注目、記憶、感覚、運動などの特徴や性質、

・本人から訴えることはない
・注意の向け方が狭く、気になったものが目に入ると急に走り出して実行しようとする
・長時間の記憶の保持は難しい
・毎日の繰り返される活動は指示がなくても行うこともあるが、急な変更によって職員から指示を受けると激しく抵抗することがある
・ツバなどで感覚的な活動に没頭する

≪本人の経験・学び≫

利用者本人が上記のような特性を持ちながら、自身を取り巻く環境の中で経験したり学んだりしたと考え

・手順など視覚的に示されていない状態では、自己流の解釈をする傾向にある。
・スケジュールやルールが無く、興味関心があるものに注目が向きやすい。
・余暇時間を楽しむということを学んでいないため、本に理の過ごし方が感覚的な遊びに没頭することになっている
・正しい方法で伝えることができないため、訴えたいことがあった時には直感的な方法で伝えようとする。そのため、不適切な表現になることがある。

必要なサポート

課題となる行動を予防するために、どのようなサポートを行うのかといった、支援方針を記入する。

・本人にわかる方法で伝える。（言葉がけではなく、見てわかる、見ればわかる）
・日課には行うべき活動があり、何をどの順番で行うのかをわかるように伝えることが必要。また、そのことによって先の見通しを持つことができ安心につながる。（いつ、どこで）
・活動には、始まりと終わりがあることをわかるように伝える。（何を、どうするか、終わりは、次）
・訴えたいことがあった時に、相手に伝える手段をわかるように伝える（どうしたいか）
・日課における活動を具体的な活動としてわかるように示す。その場合、本人の興味や関心のあることを工夫することが重要

知的障害、自閉症としての特性からの困難さを解決するための支援は何かを考える

① 物理的な構造化（どこで何をするのかをわかりやすくするために、場所と活動を一対一で対応する。また、場所の切り替えを行うためにパーテーションなどで区切ることも必要）→環境調整

② 具体的な活動の提示（自立して行える活動の設定）→個別の日課の組み立て

③ 一つ一つの活動に連続性を持たせるための日課の組み立てを行い、スケジュールの示し方、処理の仕方、提示の長さなどを検討し実施する。→理解を助けるための構造化

④ 自発的なコミュニケーション手段の獲得としてコミュニケーションサンプルを取り、場面、手段を具体的に支援に落とし込み実行する。→意思決定支援

余暇活動について

- 興味を持って長時間集中できる日課や余暇活動を見つけることが出来ていないため、感覚的な遊びと課題活動が中心になっている。

- 今回、普段から飛び跳ねて上にあるものを触ることが多いことから、天井にLEDスイッチを設置して、運動をイメージした日課を提案

「課題となっている行動」の変化

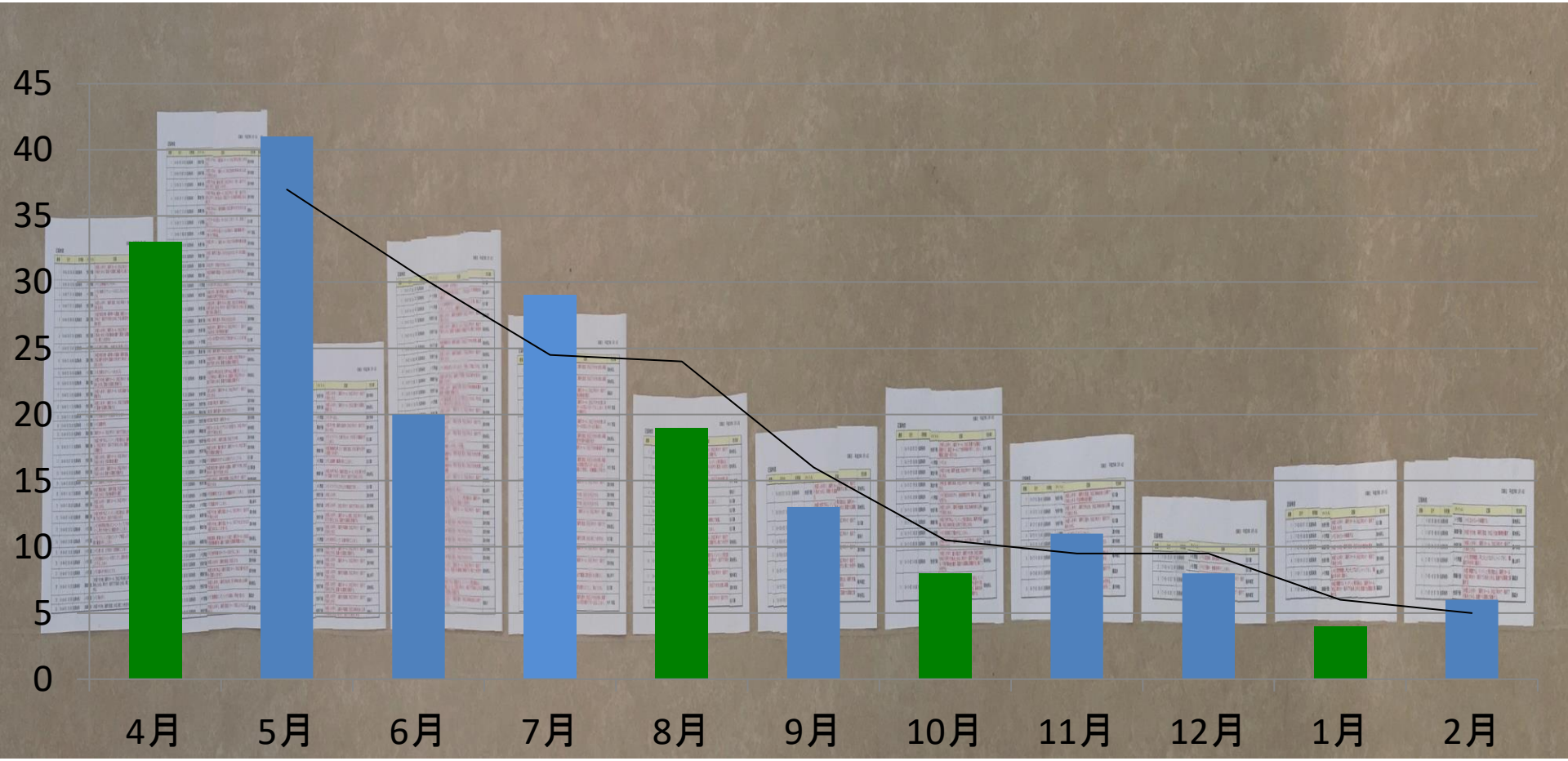

「課題となっている行動」の変化

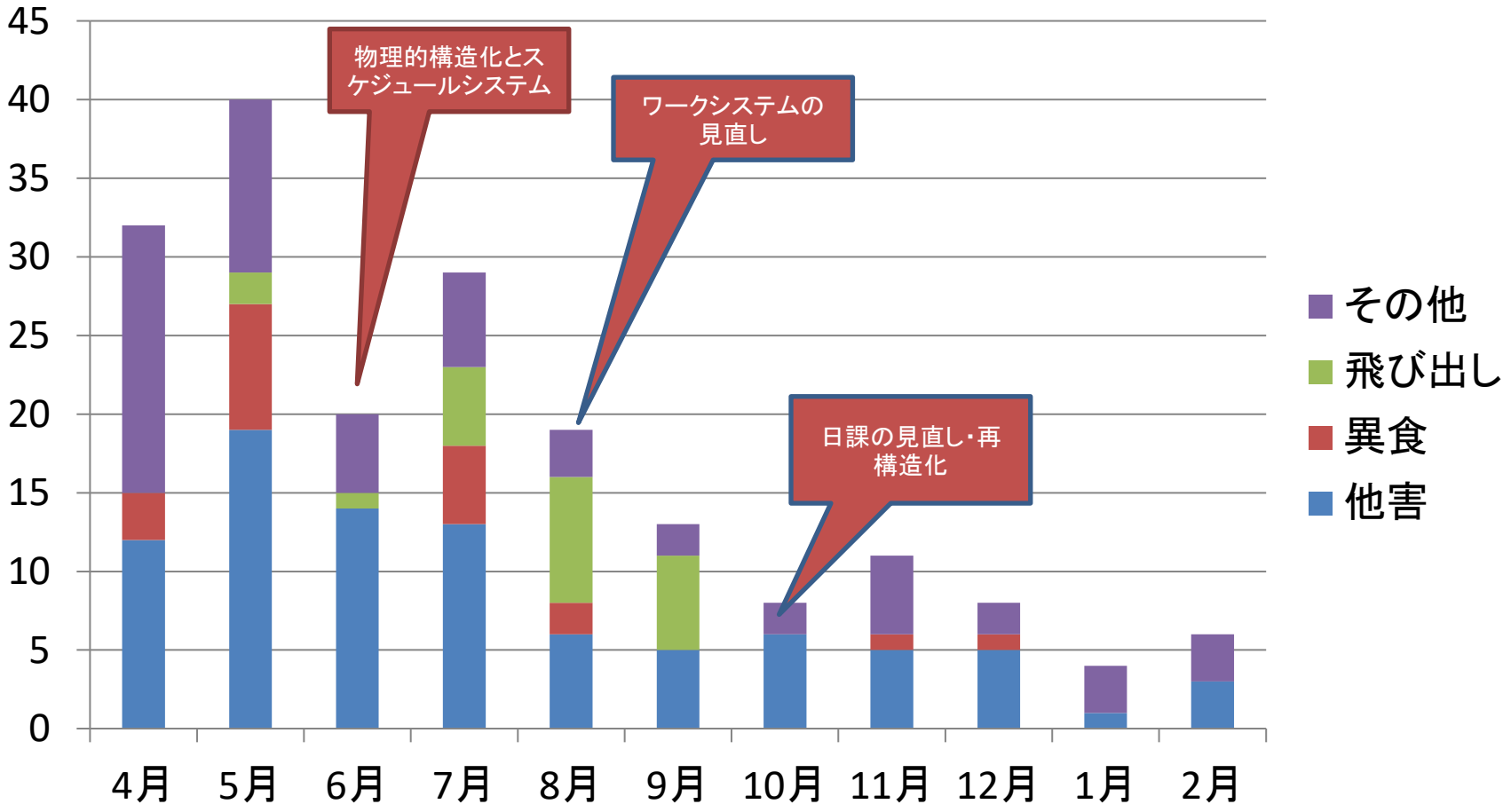

「課題となっている行動」の変化から

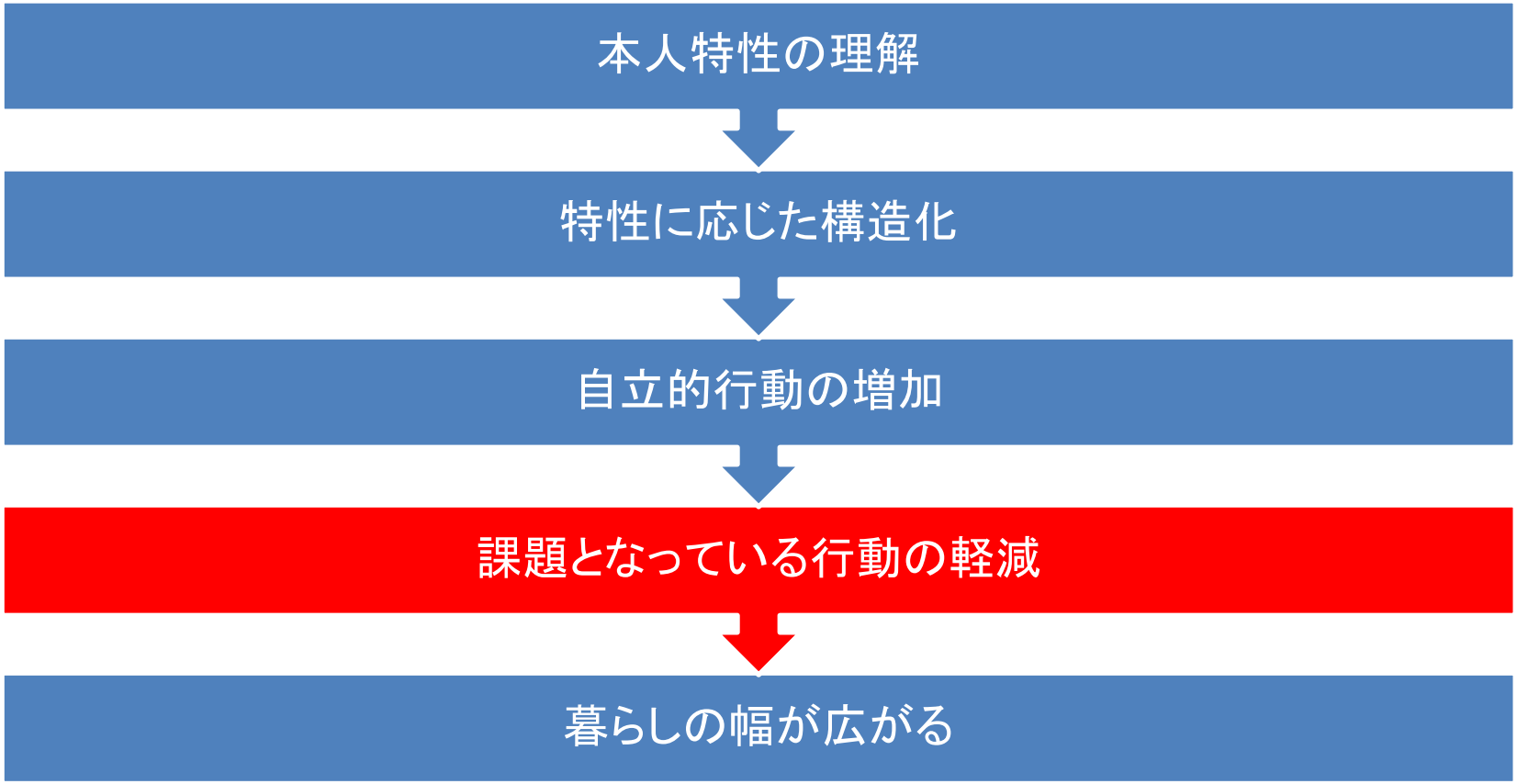

結果

- 活動の意味をわかるように伝える支援を行うことによって、それまで課題となっていた行動が軽減するという結果
- 客観的なデータを積み重ねていくことにより、支援の有効性を実証することができる
- ご本人は学習スタイルを獲得することができ、一貫した支援を行うことができるようになったことにより、新しい活動にチャレンジする可能性が増えていく
- 今後、暮らしにおける幅が広がり、様々な可能性を導き出すことができるのではないか

施設等における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会

委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会の役割
・研修計画の策定
・職員のストレスマネジメント・苦情解決
・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
・事故対応の総括
・他の施設との連携　等

各部署

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員　職員　職員

各部署

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員　職員　職員

各部署

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員　職員　職員

【別紙２】　虐待または虐待が疑われる事案が発生した際の対応のフロー

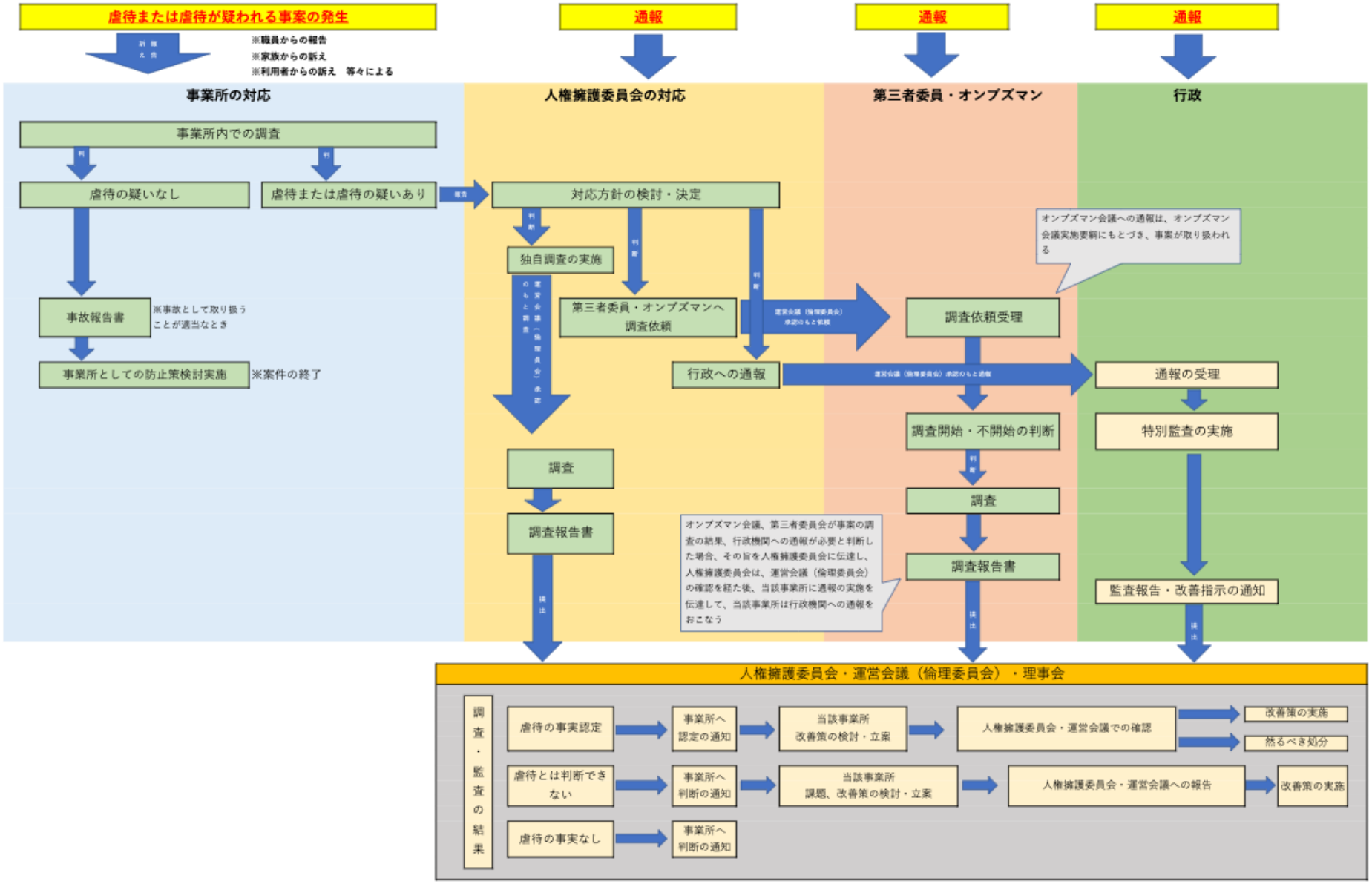

振り返りを行うことの効果

- 支援の振り返りをこなうことで、客観的に自分自身の支援を見つめ直すことができる
- あるべき姿が明確なことに対して、どうすれば良いのかを共通した認識を持ち、具体的な方策を導き出すことができる
- 課題に対して職員と話し合うことによって、不適切な支援になる前に、事業所としての方向性を共有することができる
- 現状の課題から今後の改善策を決めるため、目標達成に近づく実感を得ることができる

一人一人の職員が、毎日の利用者に対する支援を振り返ることが、日々の適切な支援を継続していくことにつながっていく

運営管理者の責務

理事長・管理者の責務の一つは、明確な組織としての「理念」「ミッション」を示し、その「理念」と「使命」に基づく長・中期計画を策定し、PDCAサイクルを回し続ける組織的運営をすることにあります。しかし、どんなに立派な「理念」や「ミッション」「ビジョン」があっても、それを実現するのは職員です。

理事長・管理者の二つ目の責務は、現場力を高めること、人材育成です。人材育成を組織的に行うには、組織的計画的人材の採用と育成、対人援助専門員としての倫理と価値を自覚した質の高いサービス提供ができる対人援助技術習得のための研修の提供です。人材育成の基本は、OJTを基本としたスーパーバイザーによるスーパービジョンです。スーパーバイザーの養成が求められますが、外部スーパーバイザーによるスーパービジョンも一つの方法としてあります。

「障害者福祉施設における障害者虐待の防止とその手引き」より

支援を考える

①どんな療育や支援方法よりも「人」を最優先に考える
②その人にとって意味のある暮らしを追求するために、障害を正しく理解し、私たちの方から歩み寄る
③本人が持っている「出来ること」「興味関心のあること」を生かすことで、適切な行動や態度を積極的に伝える
④本人が自立していけるように支えていく
⑤個別化された評価に基づいて、一人ひとりにあった生活支援プログラムを提供する。そのため、科学的・実証的・創造的な取り組みを行う
⑥チームで仕事をする。常に家族と共に、そして、謙虚に
⑦地域に働きかけを行い、よりよい支援システムの構築を図る
⑧目標は、共生社会の現実